

費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額	加算基準額
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	Aを除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100 円	110 円
C	A及びBを除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250 円	230 円
D 1	A、B及びCを除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000 円以下	290 円
D 2		3,001 円～ 5,800 円	350 円
D 3		5,801 円～ 8,700 円	380 円
D 4		8,701 円～ 13,000 円	430 円
D 5		13,001 円～ 17,400 円	470 円
D 6		17,401 円～ 22,400 円	550 円
D 7		22,401 円～ 28,200 円	630 円
D 8		28,201 円～ 58,400 円	810 円
D 9		58,401 円～ 75,000 円	935 円
D 10		75,001 円～ 96,600 円	1,160 円
D 11		96,601 円～ 121,800 円	1,380 円
D 12		121,801 円～ 175,500 円	1,790 円
D 13		175,501 円～ 221,100 円	2,200 円
D 14		221,101 円～ 380,800 円	2,620 円
D 15		380,801 円～ 549,000 円	4,035 円
D 16		549,001 円～ 579,900 円	4,250 円
D 17		579,001 円～ 700,900 円	5,150 円
D 18		700,901 円～ 849,000 円	6,130 円
D 19		849,001 円～ 1,041,000 円	7,190 円
D 20		1,041,001 円以上	全額